



答 申 7 1 7 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け  
神戸市参住第 1472 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市国民健康保険被保険者を対象に実施する特定健診及び特定保健指導のデータを、  
フレイルチェックシステムに登録するに当たり、市民参画推進局参画推進部住民課が保  
有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の同一性の正確な把握に寄与するも  
のであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か  
つ慎重に取り扱わなければならない。

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住記個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

性別



答 申 第 7 1 8 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 20 日付け神保高国第 3493 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加  
及び住民基本台帳情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市国民健康保険における特定健診及び特定保健指導の対象者のデータを、住民基本台帳情報と突合のうえ、フレイルチェックシステム内で経年管理することは、経年変化を基にした保健指導により、生活習慣病の発症と重症化の予防に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加  
及び住民基本台帳情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【対象者情報】

- ・保険者番号
- ・国民健康保険被保険者証記号・番号
- ・生年月日
- ・性別
- ・被保険者マスタ個人番号
- ・被保険者名 (カナ・漢字)
- ・郵便番号
- ・住所

【特定健診情報】

- ・実施年月日
- ◎健診結果 (項目名、項目コード、データ値、単位)
- ◎問診結果 (項目名、項目コード、結果)
- ◎メタボリックシンドローム判定
- ◎保健指導レベル
- ◎医師の判定
- ・健診実施機関名

【特定保健指導情報】

- ◎保健指導区分
- ◎行動変容ステージ
- ◎初回面接実施状況 (実施年月日、支援形態、支援実施計画、実施者)
- ◎目標 (腹囲、体重、血圧、エネルギー摂取量、運動量)
- ◎支援実施状況 (実施年月日、支援形態、支援時間、支援ポイント、実施者)
- ◎中間・3ヵ月後の評価実施状況 (実施年月日、支援形態・確認方法)
- ◎評価 (腹囲、体重、血圧、生活習慣の改善状況)
- ・支援終了年月日
- ・保健指導実施機関名